

第5回 介護情報利活用ワーキンググループ

令和5年4月5日

資料4

医療・介護間で連携する情報の範囲について

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

医療・介護間で連携する情報の範囲に関する議論の進め方（案）

第5回（本日のWG）

- 介護事業所や自治体から医療機関へ共有すべき利用者の介護情報について、どのような情報があるか具体的に検討する。
- また、共有に際してどのような事項に留意すべきか論点を整理する。

第7回

- 医療機関から介護事業所や自治体へ共有すべき医療情報について、どのような情報があるか具体的に検討する。
- また、共有に際してどのような事項に留意すべきか論点を整理する。

 WGでの議論も踏まえ調査研究事業等において論点を整理

第8回以降

- 介護情報基盤を介して、医療機関、介護事業所、自治体間で共有すべき情報について、調査研究事業等の結果も踏まえ、とりまとめに向けた議論を行う予定。

介護情報の医療・介護連携における活用イメージ（例）

利用者の状態やケアの内容に関する情報であるLIFE情報を共有することで期待される例

- 医療機関が、入院又は通院している患者について、介護事業所における普段の状態（身体機能、認知機能等）を確認することができることにより、疾患を治すのみならず、帰宅後の生活を見据えたより早期のリハビリ導入など、本人の状態に合った医療を提供できる
- ケアマネジャーが、利用者に介護サービスを提供する介護事業所が評価した利用者の状態（身体機能、認知機能等）を随時閲覧し、本人の状態に合ったケアプランの見直しを行うことができる

受けている介護サービスの内容等を記録したケアプランを共有することで期待される例

- 医療機関が、入院又は通院している患者について、退院を検討する際に、必要な介護サービスの内容についてケアマネジャーに助言することが可能となるなど、より適切な介護サービスとの連携が可能となる

要介護認定情報を共有することで期待される例

- 医療機関が、急激に又は最近要介護度が悪化した利用者について、背景疾患を発見し、適切な医療介入を行う
- 介護事業所が、急激に又は最近要介護度が悪化した利用者に対し、その状態変化に応じた生活援助を行う（具体例：要介護度が上がった者に対し、トイレの使い方を説明する）
- ケアマネジャーが、要介護認定情報の中に含まれる主治医意見書について、自治体に開示請求することなく確認できるようになり、疾患に応じた必要なケアをケアプランに反映しやすくなる（具体例：主治医意見書に「脳梗塞による尿失禁」とある利用者に対し、排泄介助のため毎日訪問介護を盛り込む）

医療・介護間で共有すべき情報の範囲に関する論点について

- これまでのWGにおいて、利用者の自立支援・重度化防止に向けて、①要介護認定情報、②請求・給付情報、③LIFEで収集している情報、④ケアプランについて、介護情報基盤を用いて共有することとした。
- 上記4つの介護情報に係る以下の論点について、どう考えるか。

- 介護事業所や自治体から医療機関へ共有すべき介護情報に、どのようなものが考えられるか。また、共有する際に、どのような点に留意すべきか。

(論点案)

- 介護事業所から医療機関へ介護情報が共有されることによって、利用者にとってどのようなメリットがあるか。
- 上記の目的を実現するためには、介護事業所から医療機関へ共有すべき介護情報には、どのようなものがあるか。
- 共有に際して利用者の個人情報保護の観点から、どのような点に留意すべきか。
- 介護情報基盤と地域医療情報連携ネットワークとを活用した仕組みについてどのように考えるか。
- その他